令和８年度埼玉県立川越特別支援学校高等部入学志願者募集要項

１　募集人員

４１名

２　出願資格

出願資格は、次の（１）から（３）までのいずれかの条件を満たし、かつ、（４）及び（５）に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施 する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和８年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和８年度進級予定者は出願できない。なお、（４）に該当しない者であっても、（６）の協議をもって出願を認める場合がある。

（１）令和８年３月３１日までに中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

（２）中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

（３）学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者

（４）保護者とともに県内に居住している者

（５）学校教育法施行令第２２条の３の規定に該当する者（下欄を参照すること）

出願資格は、次の⑴から⑶までのいずれかの条件を満たし、かつ、⑷及び⑸に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、若しくは中等教 育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和８年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和８年度進級予定者は出願できない。なお、（４）に該当しない者であっても、（６）の協議をもって出願を認める場合がある。

【知的障害者】

１　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

２　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（６）県外に居住し本校の入学を希望する者は、出願前に本校の校長と相談する。校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。

３　通学区域

通学区域は、川越市、川島町とする。

４ 出願

（１）事前相談 入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。

（２）出願手続

ア 出願書類

・入学願書

・令和８年度埼玉県立特別支援学校高等部入学志願者調査書（以下「入学志願者 調査書」という。）

※入学志願者調査書は出身中学校長に作成を依頼する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。なお、災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

・受検票

以上の出願書類は、手渡しとする。

イ 入学選考手数料

無料とする。

ウ 出願書類の提出方法入学志願者は、出願書類に必要事項を記入の上、持参により志願先校長に

提出する。入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で出願書類の提出ができない場合は、保護者及び出身中学校が入学志願者代理として出願書類を志願先校長へ提出することができる。なお、代理人による提出を行う場合は、事前に志願先校長へ 出身中学校長より連絡を行う。

エ 出願書類の提出期間

令和８年２月２日（月）及び２月３日（火）

受付時間は、午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで

５ 交付された受検票の受取

出願書類提出時に、志願先学校から必要事項を追記した受検票を受け取る。

６ 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式２又は様式２−２）を作成した出身中学校長は、学習の記録等通知書（様式３又は様式３−２）を出願書類の提出期間の第１日の１０日前までに、入学志願者の保護者に通知する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。

７ 併願等

（１）県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の入学許可候補者となった者で入学辞退届を提出していない者は、県立特別支援学校へ「入学願書」を提出することはできない。

（２）県立特別支援学校で入学許可候補者となった者は、県公立高等学校へ「入学願書」を提出することはできない。この場合の入学許可候補者とは、各県立特別支援学校の入学許可候補者発表の際に、各県立特別支援学校において受検番号を掲示された者をいう。

８ 志願先変更

急な転居等の特別な事情で志願先学校に変更が生じた場合は、関係学校長等と協議の上、出身中学校長を経て、志願先変更願及び受検票を、志願先校長に提出する。 受理した志願先校長は、速やかに変更先校長に連絡し変更手続きを行わなければなら ない。

９ 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに志願先校長に提出する。

10 入学選考

（１） 選考日時 令和８年２月１０日（火）

午前９時から午前１１時４０分（受付：午前８時３０分から８時５０分まで）

※降雪など不測の事態には、開始時間を遅らせるなどの時間変更を行う場合がある。

延期の場合は令和８年２月１２日（木）午後２時３０分から午後４時４０分に行う。

（受付：午後２時から２時２０分まで）

いずれの場合も、詳細はホームページに掲載するとともに直接出身学校を通して連絡する。

（２） 選考場所 本校（受付：２階職員玄関）

（３） 選考方法 学力・認識力・運動能力・集団面接・日常生活能力等の検査

（４） 持 ち 物 受検票、体育着（長袖、長ジャージ）、筆記用具、上履き、障害者手帳または療育手帳、お薬手帳（所持している場合）

11 入学許可候補者の発表

（１）日時・場所等

日時 令和８年２月１６日（月）

午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで

発表方法 受検番号を掲示（２階職員玄関前）

（２）入学許可候補者は、受検票を持参し、志願先校長から必要な書類を受け取ること。

12 その他

（１）入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て当日までに志願先校長に提出する。　（様式自由）

（２）令和８年度県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の欠員補充に伴う入学選考を受検したが、入学許可候補者とならなかった者については、令和８年２月６日（金）に高等部普通科への入学選考に追加で願書を提出することができる。

（３）選考当日は、できるだけ公共の交通機関を利用し、通学路を確認しながら来校すること。

（４）出願期間又は入学選考日を過ぎて志願しようとする者は、令和８年３月６日（金）までに志願先の校長と相談する。校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。

13　入学説明会

保護者を対象に入学説明会を実施する。詳細は別途通知する。

14　問い合わせ

埼玉県立川越特別支援学校

〒350-0001　川越市古谷上２６９０番地１

TEL　049-235-0616

高等部入学選考担当：教頭　氣仙　大次郎　/　高橋　優香